

健 健 発 0216 第 1 号
健 感 発 0216 第 2 号
令 和 4 年 2 月 16 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

風しんの追加的対策に係る今後の対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策については、平成 30 年 7 月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り、これまで風しんにかかる予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性（以下「対象者」という）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施しているところです。令和 3 年 7 月までに、本対策の対象者の抗体保有率を 85%、令和 4 年 3 月までに 90%に引き上げるという目標を掲げています。当該目標を達成するためには、令和 3 年 7 月までに抗体検査を約 480 万人、予防接種を約 100 万人。令和 4 年 3 月までに抗体検査を約 920 万人、予防接種を約 190 万人に受けていただく必要がありますが、令和 4 年 3 月までの目標達成が困難であることから第 57 回厚生科学審議会感染症部会及び第 46 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和 3 年 12 月 17 日開催）において、風しんの追加的対策の目標の期限を令和 7 年 3 月末まで延長及び追加の実施率向上の取組みについてご了承いただいたところです。

つきましては、令和 4 年 4 月からの運用に向け、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力を改めてお願いいたします。

記

1 風しんの追加的対策における契約に係る対応について

(1) 全国知事会と公益社団法人日本医師会の契約

今般、全国知事会と公益社団法人日本医師会に別紙 1「風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）」（令和 4 年 2 月 16 日付け健発 0216 第 5 号及び第 3 号厚生労働省健康局長通知）により契約変更書を交わしていただくように両会に対して依頼を行っ

ていますので、情報提供いたします。

(2) 全国知事会と都道府県の契約

都道府県におかれましては、実施委託を受ける側である集合契約の取りまとめ団体のいずれにも所属しない管内の医療機関等（以下「個別対応群」という。）の取りまとめ者として、別紙2のとおり全国知事会と契約変更書を交わしていただくようお願いいたします。

原契約書からの変更点は、以下のとおり。

① 契約更新について

変更前	変更後
この契約の有効期間は、平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までとする。 ただし、この契約の有効期間の終了1か月前までに、契約当事者のいずれか一方より別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年間契約の更新をしたものとみなす。なお、契約の更新は <u>2</u> 回を限度とする。	この契約の有効期間は、平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までとする。 ただし、この契約の有効期間の終了1か月前までに、契約当事者のいずれか一方より別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年間契約の更新をしたものとみなす。なお、契約の更新は <u>5</u> 回を限度とする。

② 抗体検査方法の追加について

新たな抗体検査方法を下表のとおり追加します。

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
ランピア ラテックス RUBELLA II （極東製薬工業株式会社）	ラテックス免疫比濁法 （LTI 法）	15未満 （国際単位（IU）/ml）
バイオライン ルベラ IgG/IgM （アボットジャパン株式会社）	イムノクロマト法 （ICA 法）	陰性

(3) 都道府県と都道府県国民健康保険団体連合会の契約

請求及び支払い等事務に関して、貴職管内の都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への協力を依頼するとともに、管内市区町村と貴職管内の国保連合会が締結する請求・支払いに関して、別紙3のとおり国保連合会と契約変更書を交わしていただくようお願いいたします。

原契約書からの変更点は、以下のとおり。

① 契約更新について

変更前	変更後
この契約の有効期間は2019年4月1日から2020年3月31日までとする。 なお、この契約の有効期間終了1か月前までに甲又は乙から、何等の意思表示をしないときは、終期の翌日においてさらに1か年契約の更新をしたものとみなす。ただし、更新は2022年3月31日までとする。	この契約の有効期間は2019年4月1日から2020年3月31日までとする。 なお、この契約の有効期間終了1か月前までに甲又は乙から、何等の意思表示をしないときは、終期の翌日においてさらに1か年契約の更新をしたものとみなす。ただし、更新は2025年3月31日までとする。

2 風しんの追加的対策に係る手引き（第4版）について

「風しんの追加的対策に係る手引き（第3版）について（協力依頼）」（健健発 1031 第1号・健感発 1031 第1号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）により発出した「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き（第3版）」について、この度、別紙4のとおり改訂を行いました。

風しんの追加的対策に係る手引き（第3版）からの主な改訂点は、以下のとおり。

（目次）

・付属資料6-2の削除

（前書き）

・東京オリンピック・パラリンピックの先を削除

・期限を令和4年から令和7年に延期

・目標値を変更

・風しんの追加的対策の実施方法についての図について、目標及び時点の修正（第1章）

・ランピア ラテックス RUBELLA II 及びバイオライン ルベラ IgG/IgM (1-1)

・実施方法を毎年クーポン発行と記載を変更 (1-1-1)

・イムノクロマト法 (ICA) を追加 (1-2)

（第3章）

・集合契約における実施機関の取りまとめ団体の日時を変更

・個別対応群の取りまとめについて、市区町村の再委任状及び実施機関一覧表の送付先を「全国知事会」から「都道府県」に修正 (3-4)

・2019年9月30日以前（税率8%）の単価を削除 (3-5-2)

・2019年10月1日以降（税率10%）の単価にCIA法を追加 (3-5-2)

（第4章）

・受診票裏面、2019年9月30日まで使用可（税率8%）を削除 (4-1-3)

・（受診票裏面、2019年10月1日から使用可（税率10%））にICA法を追加 (4-1-3)

- ・2022年度のクーポン券発行について追記（4-1-5、4-2-6）
- ・有効期限のただし書きを削除（4-1-5、4-2-6）
- ・再発行することを記載（4-2-5）
- ・年度毎のクーポン送付の記載を削除（4-2-6）

(別紙3)「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き(第4版)」

3 令和4年度のクーポン券について

- ・市区町村は、令和4年度の本対策の対象として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のクーポン券未使用者に対し、抗体検査の受検及び定期の予防接種を促進する観点から原則、令和4年4月中にはクーポン券の再発行及び送付を行うこと。
- ・令和4年度当初からクーポン券を使用できるよう、令和3年2月末日の時点でクーポン券を発送する対象者の数を確定した上でクーポン券を発行・送付し、対象者の手元に届くよう準備を行うこと。
- ・4月1日前後は市区町村間の住民異動が多いことから、転入者については令和4年4月月末までにクーポン券を一括で発行・送付することが望ましい。
- ・市区町村の転出があった場合には、送付されたクーポン券が使用できないため、クーポン券の送付時に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。
- ・令和元年度から令和3年度に発行されたクーポン券の取扱いについては、再発行できない場合に例外的に令和5年2月まで使用可能とする。

4 風しんの第5期の定期接種に係る委託料（以下「委託料」という。）を変更する自治体における対応について

(1) 有効期限を延長したクーポン券の取扱いについて

①有効期限を延長したクーポン券で、委託料を改定したものについては、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の委託料改定の有無を確認（※以下（3）②で示す新旧価格表を使用。）し、クーポン券面額に変更がある場合は、旧金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、代行機関を通じて市区町村へ請求を行うものとする。

②なお、委託料が改定された市区町村のクーポンであっても、実施機関において委託料の訂正がなされない（印刷済みの券面額がそのまま表示されたクーポンを代行機関に提出する）場合は、印刷済みの券面額により市区町村に請求される。このため、市区町村においては、改定後（令和4年度）の委託料と改定前（令和元年度から令和3年度）の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

③当該対応は、代行機関において令和元年度から令和3年度に発行したクーポン券に

よる請求手続きを可能とするもので、令和4年度において委託料を改定しない場合は、有効期限の延長のみとなる。

(2) 前倒し発行したクーポン券の取扱いについて

令和3年度の当初に発行したクーポン券と、令和3年度末に前倒し発行した令和4年度用のクーポン券の券面額が異なる場合については、令和4年度中は、いずれも有効期間内であることから、実施機関は、印刷済みの券面額に基づき請求を行うものとする。このため、市区町村においては、改定後の委託料と改定前の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

(3) 委託料改定を行う場合の手順

① 委託料を改定する場合は、改定前の金額及び改定後の金額を、令和4年3月25日までに、別紙4により、各都道府県担当において管内市区町村分を取りまとめ、厚生労働省健康局健康課予防接種室へ報告する。

② 厚生労働省は、実施機関や代行機関等において委託料の確認を行えるよう、価格改定のあった市区町村について、新旧価格表を作成し、公表（周知）する。

(4) その他

市区町村が委託料を改定する場合には、当該市区町村の新旧の委託料を公表するとともに、全国の実施機関等に目視での対応を求めることとなることについて、関係者と理解を共有しておく必要がある。また、当該市区町村内の実施機関への取扱いの周知については、当該市区町村が、関係者と協力の上遺漏なきを図るものとする。

5 イムノクロマト法の活用について

対象者の利便性の向上を図る観点から、即日、抗体検査の結果が判明するイムノクロマト法の検査キットの使用方法については、追って連絡いたします。

資料5-2

健健発0420第1号
健感発0420第4号
基安労発0420第1号
保保発0420第1号
保国発0420第3号
令和4年4月20日

各 (都道府県)
 (市町村)
 (特別区)

衛生主管部(局)長
民生主管部(局)長

御中

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)

風しんの追加的対策の実施率の向上策について(協力依頼)

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。)を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「風しんの追加的対策の実施率の向上策について(協力依頼)」(令和2年1月30日付け健健発0130第7号・健感発0130第7号・基安労発0130第2号・保保発0130号第3号・保国発0130号第2号厚生

労働省健康局健康課長・結核感染症課長・労働基準局安全衛生部労働衛生課長・保険局保険課長・保険局国民健康保険課長通知)により、これまで御協力をいただいているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げていたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会(令和3年12月17日開催)において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり定めたところです。

つきましては、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、各事業場において従業員のうち対象者について風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、下記のとおり、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)において御対応いただきたい事項を改めてまとめましたので、関係者等と連携の上、令和7年3月末を期限として御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 大企業(大規模事業場)向けの対応

別紙2のとおり、大企業の従業員の対象者に対して風しんの抗体検査の機会を提供すること等について、厚生労働省から日本経済団体連合会に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 健診の機会に併せて抗体検査を実施すること、又は、集団の抗体検査を実施すること。
- ② 風しんの抗体検査を実施するために、都道府県の担当部局から個別の支援等を希望する場合には、従業員数等を厚生労働省に連絡すること。
(連絡先：<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin07>)

依頼内容の②によって収集した、個別の支援等を希望する事業場の情報を都道府県に提供するので、事業場と連携して、風しん対策の実現に向けた支援を行うこと。

事業場が集中している東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府(以下「4都府県」という。)については、特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、大阪市及び堺市(以下「特別区等」という。)に情報提供するので、特別区等

で対応するものとし、必要に応じて4都府県と連携して事業場に対する支援を行うこと。

2. 中小企業向けの対応

別紙3のとおり、中小企業の従業員の対象者に対して風しんの抗体検査の機会を提供すること等について、厚生労働省から全国健康保険協会（協会けんぽ）に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 「生活習慣病予防健診」の健診実施機関（全国に約3,400）に対して、
 - ・風しんの集合契約に加入すること
 - ・生活習慣病予防健診（定期健診を含む。）の受診案内を送付する際に、風しんの抗体検査の案内や予診票を併せて送付することを依頼すること。
- ② 可能な限り多くの事業所を通じて、対象者に対し風しんの抗体検査の受診等呼びかけること。

「生活習慣病予防健診」の健診実施機関（全国に約3,400）の内、風しんの集合契約に未加入の健診実施機関については、都道府県（4都府県は特別区等を含む。）に当該事業所リストを提供するので、契約加入を徹底するよう努めること。

生活習慣病予防健診の健診実施機関から風しんの抗体検査の案内や予診票を送付することについては、厚生労働省から健診実施機関リストを都道府県（4都府県は特別区等を含む。）に提供するので、貴管内の市町村に共有し、市町村は実施機関に徹底した対応を求めること。

また、協会けんぽの支部と連携して、可能な限り多くの事業所を通じて、対象者に対し風しんの抗体検査の受検等呼びかけること。

3. 自営業の方等向けの対応

別紙4のとおり、自営業者等に対して風しんの抗体検査の機会を提供すること等について、厚生労働省から都道府県及び市町村宛に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 都道府県の国保部局と衛生部局が連携して「特定健康診査」の委託先の医療機関に対して、風しんの集合契約の加入を徹底するよう努めること

- ② 市町村が実施する特定健康診査の機会に併せて抗体検査を実施すること
- ③ 特定健康診査の受診者に対して、風しんの抗体検査の案内や予診票を送付すること
- ④ 特定健康診査と風しんの抗体検査を同時に実施するための取組状況を報告すること

4. 公務員向けの対応

別紙5のとおり、地方公務員に対して風しんの抗体検査の実施を徹底することについて、厚生労働省から全自治体宛に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 風しん対策の担当責任者を決定すること
- ② 幹部会議等で対策を周知すること
- ③ 健診の機会に併せて抗体検査を実施すること、又は、集団の抗体検査を実施すること
- ④ 自治体での風しん対策の実施状況を報告すること

5. その他

(1) 別紙6のとおり、健診団体に対して、風しんの集合契約の加入の徹底や、健診の受診者に風しんの案内や予診票を送付することを徹底することを依頼しました。

(2) 上記の分類にかかわらず、風しん対策の実施率の向上には、広報等を充実させ、認知度を向上させることも重要であるため、都道府県及び市町村においても、広報の更なる充実に努めること。別紙7のポスターを活用して周知し、当該検査の受検を呼びかけていただきたい。

- ※ なお、クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間にはクーポン券を使用しなかった対象者に対し、令和4年4月以降、市町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長（紛失等で手元がない場合は再発行）による対応となる予定です。
- ※ 風しんの集合契約に未加入の健診実施機関に対し、厚生労働省から加入を依頼する予定ですので、ご理解とご協力のほどお願いします。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 日本経済団体連合会宛通知（協力依頼）
- ・別紙3 全国健康保険協会宛通知（協力依頼）
- ・別紙4 衛生・民生主管部（局）宛通知（協力依頼）
- ・別紙5 総務省宛通知（協力依頼）
- ・別紙6 健診団体宛通知（協力依頼）
- ・別紙7 ポスター
- ・参考1 企業等における風しん対策の先進事例の御紹介
- ・参考2 風しんから社員とお客様を守るために（事業場向け説明資料）

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00006.html

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）

風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】

経緯

- 2018年夏以降の風しんの感染拡大を受け、過去に公的に予防接種を受ける機会がなかった世代の男性を対象として、3年間、全国で抗体検査と予防接種法に基づく定期接種を実施することとした。
- 一方、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え、健診の実施時期の見直し等の様々な影響により、当初の見込みどおりには進んでいない。
- 今後の風しんの流行を防止するために、当初目標まで抗体保有率を引き上げる必要があるため、目標の到達時期を延長し、引き続き、追加的対策を実施。

目標

【対象】 **昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性**

- 【目標】 (1) **2021年7月まで**に、対象世代の男性の**抗体保有率を85%**に引き上げる。
 (2) **2021年度末まで**に、対象世代の男性の**抗体保有率を90%**に引き上げる。

【対象】 **昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性**

- 【目標】 (1) **2022年12月まで**に、対象世代の男性の**抗体保有率を85%**に引き上げる。
 (2) **2024年度末まで**に、対象世代の男性の**抗体保有率を90%**に引き上げる。

促進策

風しんの追加的対策の実施時期の延長に伴い、主に以下の促進策を実施。

- ①健診に合わせた抗体検査を促進する観点から、毎年、抗体検査未受検の対象者全員にクーポンの一斉送付する。
(令和元年度～令和3年度は対象世代を分割し、クーポン券を送付していた。)
- ②新型コロナワクチンの接種を行う医療機関や大規模接種会場において、ポスター、リーフレットを用いて啓発するとともに、新型コロナワクチンの職域接種を実施する会場に対しても周知・協力依頼を行う。
- ③対象者の利便性の向上を図る観点から、即日、抗体検査の結果が判明する検査キットを導入する。

※ ただし、偽陽性を含むIgM陽性の場合の風しんの診断が必要となることに留意するとともに、IgG陰性だった場合にワクチン接種につなげるために、当該検査キットを用いる場合は、検査日に風しんの診断やワクチン接種が実施可能な体制を求めることとし、限定的に導入することとする。